

質問回答

No.	書類名	頁	質問内容	回答
1	提案書類一式	4	<p>配置予定技術者について、令和8年3月31日に工期延長のため現場代理人並びに主任技術者を変更した担当者を、配置予定技術者として選出してもよろしいかご教示ください。</p>	<p>資格要件のうち、配置予定技術者については、参加表明書の提出期限日を含め連続して3か月以上の雇用関係にあることが要件となりますので、要件を満たす場合は選出いただいても構いません。</p> <p>ただし、審査基準としましては、公募要領7頁、「7 審査項目、選定方法」の(1)の表内に記載の「2 配置予定技術者・企業の施工能力 (1) 経験」のとおり、令和8年3月31日までに完了した国、県、又は市町村発注の工事が審査対象となります。従いまして、ご質問の対象工事が工期延長により当該期間内に完了していない工事でありましたら、当該工事は審査対象外となります。</p>
2	公募要領	7	<p>7審査項目、選定方法 (1) 2配置予定技術者・企業の施工能力 (1)経験 配置予定者の監理技術者としての直近5年間の工事実績 ※ 件数は3者の平均とする。とありますが 監理技術者は代表構成員のみとの条件ですので 代表構成員のみ(1名)の実績で宜しいのでしょうか。</p>	<p>公募要領3頁「7 参加資格要件 (2) 共同企業体の構成員の資格要件 サ」に記載のとおり、監理技術者は代表構成員のみとなります。従いまして、配置予定技術者の監理技術者としての実績については、代表構成員が配置する監理技術者1名を審査します。</p> <p>なお、公募要領については、次のとおり修正いたします。</p> <p>(修正前) ※件数は3者の平均とする。</p> <p>(修正後) 【削除】</p>